

令和7年第1回（5月）臨時会

東伊豆町議会会議録

令和7年 5月20日 開会

令和7年 5月20日 閉会

東 伊 豆 町 議 会

令和 7 年第 1 回 東伊豆町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5 月 2 0 日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	4
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○専決承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収 条例等の一部を改正する条例）	5
○報告第 1 号 令和 6 年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につい て	9
○議長の辞職の件について	1 1
○日程の追加について	1 2
○議長の選挙	1 2
○日程の追加について	1 4
○副議長の選挙	1 5
○常任委員会委員の選任について	1 7
○議会運営委員会委員の選任について	1 7
○議会広報編集委員会委員の選任について	1 8
○東河環境センター議会議員の選挙	1 8
○伊豆斎場組合議会議員の選挙	1 9
○一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙	2 0
○駿東伊豆消防組合議会議員の選挙	2 1

○同意案第 1 1 号	東伊豆町監査委員の選任について……………	2 2
○同意案第 1 2 号	東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について……………	2 3
○同意案第 1 3 号	東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について……………	2 3
○同意案第 1 4 号	東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について……………	2 3
○同意案第 1 5 号	東伊豆町固定資産評価員の選任について……………	2 5
○東伊豆町選挙管理委員及び補充員の選挙……………		2 6
○町長挨拶……………		2 8
○閉会の宣告……………		2 9
○署名議員……………		3 1

令和7年第1回東伊豆町議会臨時会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和7年5月20日（火）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 4 報告第1号 令和6年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 議長の辞職の件について
- 日程第 6 常任委員会委員の選任について
- 日程第 7 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 8 議会広報編集委員会委員の選任について
- 日程第 9 東河環境センター議会議員の選挙
- 日程第10 伊豆斎場組合議会議員の選挙
- 日程第11 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙
- 日程第12 駿東伊豆消防組合議会議員の選挙
- 日程第13 同意案第11号 東伊豆町監査委員の選任について
- 日程第14 同意案第12号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第15 同意案第13号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第16 同意案第14号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第17 同意案第15号 東伊豆町固定資産評価員の選任について
- 日程第18 東伊豆町選挙管理委員及び補充員の選挙
- 追加日程第1 議長の選挙
- 追加日程第2 副議長の選挙

出席議員（12名）

1 番 山 田 豪 彦 君

2 番 鈴 木 伸 和 君

3 番 楠 山 節 雄 君

5 番 笠 井 政 明 君

6 番 稲 葉 義 仁 君

7 番 栗 原 京 子 君

8 番 西 塚 孝 男 君

1 0 番 須 佐 衛 君

1 1 番 村 木 脩 君

1 2 番 内 山 慎 一 君

1 3 番 定 居 利 子 君

1 4 番 山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 岩 井 茂 樹 君

副 町 長 鈴 木 嘉 久 君

教 育 長 横 山 尋 司 君

総 務 課 長 福 岡 俊 裕 君

税 務 課 長 鈴 木 和 重 君

健康づくり
課 長 中 山 和 彦 君

防 災 課 長 加 藤 宏 司 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 村 木 善 幸 君

書 記 相 馬 奨 君

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

開会前に御報告します。

当局側から説明員の配置の変更申出があり、これを許可しましたので、変更後の議場配置図をお配りしてございます。御確認をお願いします。

また、4月1日付の人事異動にて役職が変わりました管理職の方々の紹介をいたします。管理職の皆さんは名前を呼びますので、御起立ください。

まず、税務課長、鈴木和重君。

健康づくり課長、中山和彦君。

防災課長、加藤宏司君。

以上でございます。

それでは、改めまして皆様、おはようございます。

令和7年東伊豆町議会第1回臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日の臨時会は、議員申合せ事項による2年の任期到来による改選、また改選に伴う人事案件などについて御審議をいただく会議であります。

提出議案は、町長から専決処分の承認案、監査委員の選任、稲取財産区管理委員の選任など、7議案が予定されております。

議会からは、各委員会の委員選任、一部事務組合議会議員の選挙、また選挙管理委員及び補充員の選挙について、それぞれ御審議をお願いいたします。

議員各位におかれましては、今後2年間、それぞれ議員としての役職を務めていただくこととなりますので、慎重に御審議の上、議事が円滑に進行されますよう御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和7年東伊豆町議会第1回臨時会は成立しましたので、開会いたします。

◎町長挨拶

○議長（笠井政明君） 町長より挨拶をいたします。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆さん、おはようございます。

臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和7年第1回臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本町を取り巻く社会情勢は、全国的な人口減少、そして高齢化、物価高騰などの影響により、依然として厳しい状況にあります。そうした中において、地域資源を生かした取組により活力あるまちづくりを進めており、本年4月5日には湯煙が立ち上る伊豆熱川駅周辺において、ちょうちん点灯1周年を記念した春色食夜市を開催いたしました。

官民で組織する熱川に九份が灯るまちづくり協議会の主催、台北駐日経済文化代表処横浜分処の協力により台湾や地元グルメの露店をはじめ、本場、台湾の獅子舞の演舞、二胡の演奏といった台湾の伝統文化に触れるイベントを繰り広げ、町内外から来場者でにぎわったところであり、観光と地域経済の振興を図る一助となったものと受け止めております。

今後も継続して本町の魅力発信に努め、関係人口の創出に力を注ぎ、将来を見据えた持続可能な町政の実現を目指してまいります。

本臨時会には、専決処分の承認案件、人事案件等の御審議をお願いすることとしておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。なお、本日は議会人事が予定されておりますが、今後の議会運営に資する御判断が円滑に行われますよう心より願っております。

議員各位におかれましては、ますます御健勝で御活躍いただけますよう御祈念申し上げまして、簡単ではございますが開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
議事日程に従い議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（笠井政明君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において8番、西塚議員、10番、
須佐議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（笠井政明君） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これに御異議ありません
か。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税
賦課徴収条例等の一部を改正する条例）

○議長（笠井政明君） 日程第3 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

(東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

令和7年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例等の一部改正を図ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日付にて専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

詳細につきましては税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(笠井政明君) 税務課長。

(税務課長 鈴木和重君登壇)

○税務課長(鈴木和重君) ただいま提案されました専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律では、個人住民税、固定資産税及び軽自動車税関係を中心に、それぞれ制度の一部が見直されたことから東伊豆町税賦課徴収条例等の条文整備を図る内容でございます。

主な内容を、資料により説明させていただきます。

お手元の専決承認第2号、説明資料を御覧ください。

1点目、個人住民税関係では、大学生年代の子等に関する特別控除の創設として、特定親族特別控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大し、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除される控除の額が、段階的に通減される仕組みが導入されます。この改正は、令和7年度所得に係る令和8年度分から適用されます。

次に2点目、固定資産税関係では、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置について、申告手続について、区分所有者のみだったものを区分所有者または管理組合の管理者と見直しを行った上、2年の延長を行い令和9年3月31日まで適用期限が延長されました。

次に3点目、軽自動車税関係では、総排気量125cc以下で最高出力を4.0キロワット相当に制御したバイクに係る種別割の税率を2,000円とします。

次に4点目、町たばこ税関係では、国たばこ税において課税の換算方法が見直しされることに伴い、町たばこ税についても同様に紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこについて、当該加熱式たばこの重量が0.35グラムをもって紙たばこ1本換算、それ以外の加熱式たばこは重量0.2グラムをもって紙たばこ1本換算に見直しが行われます。

次に5点目、公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を取るとともに、公示事項が記載された書面を掲示板に掲示し、または公示事項を役場事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものに閲覧することができる状態に置く措置を取ることによって行うこととします。

最後に、施行期日につきまして、令和7年4月1日から施行いたします。ただし、個人住民税関係の規定の一部は令和8年1月1日及び公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から、町たばこ税の規定の一部は令和8年4月1日から、公示送達及び納税証明事項の規定の一部は地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） すみません、税務課長になったばかりで、お聞きをしたいですけれども、ちょっと2項目ほどお聞きをしたいなと思うんですけれども、まず、軽自動車の関係なんですけれども、ちょっと自分これ見たときに違和感を感じたんですけれども、税率という何点何%だとかという、そういうふうな表示かなと思ったんですけれども、これ税率2,000円という言い回しというのは、これでいいんですか。そういうことをちょっとお聞きをしたいのと、その税率2,000円というふうになっていますけれども、これ従来のものから金額が何か変更されたという内容なのか、内容的な部分の中で変更があったんですけれども、金額的には特に変更がないものなのか、その点をお聞きをしたいのと、町たばこ税、換算方式が国に準じて行われるということですので、こういうことによって特に町のたばこ税については、大きく変化をするということはないんでしょうか。

○議長（笠井政明君） 税務課長。

○税務課長（鈴木和重君） 楠山議員の第1点目の軽自動車の税率についてですけれども、こちらについては総排気量等によりまして税率のほうは一律に決まっております。なお、今までは50cc以下のものが2,000円となっておりましたが、令和7年11月から適用される新たな排ガス規制、こちらのほうに対応するために50ccの原付バイクでは規制クリアが困難であることから、今後、生産販売される車両につきましては、最高出力を4キロワット以下、これにより今までの50ccと同じような馬力数になりまして、そちらについて2,000円以下とするものでございます。

それから、2点目の町たばこ税につきましてですが、町のほうにどのような影響があるかということですが、当然たばこ離れによりまして今、売上げの本数のほうは減っておりますが、加熱式たばこ、こちらのほうについては今まで税の負担が低くて、そちらのほうで課税の公平性が欠けているという状況になっておりましたので、これが増額されるということは、町にとっての収入のほうが上がってくると考えられます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） 軽自動車のほうがちょっとよく分からないんですけど、今度は50cc以下が生産中止になるということ、それを受けての内容の改正になりますか。

それから、たばこ離れで本数なんかやっぱり減っているからその分は下がるにしても、通常ベースでいうと加熱式たばこについては従来のものよりアップをするから、減らない場合にはもう町の税収が増えるという、そういう考え方でいいんですか。

○議長（笠井政明君） 税務課長。

○税務課長（鈴木和重君） まず1点目の軽自動車につきましては、楠山議員の言うとおりで50ccがこれから生産のほうができなくなりますので、125ccで50cc相当に馬力を抑えたものが販売されます。こちらについて、今までの50ccと同じ税額になるということであります。

それから、たばこ税につきましては今までの加熱式たばこ、こちらのほうの税率が低かったもので、こちらの税率が上がってくれば当然うちのほうに入ってくる税収の方は増えると思いますが、ただ、たばこ離れのほうも進んでおりますので、あくまで見込みで税額が増えるという考えであります。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第4 報告第1号 令和6年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（笠井政明君） 日程第4 報告第1号 令和6年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました報告第1号 令和6年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度の12事業、3億4,093万5,000円のうち10事業、3億3,619万4,000円を令和7年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調整し、ここに報告するものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

(総務課長 福岡俊裕君登壇)

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました報告第1号 令和6年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明いたします。

本件につきましては、令和7年3月に開催された議会定例会において東伊豆町一般会計補正予算の中で、繰越明許費の設定を議会で御承認いただきました。その後、それぞれの事業

の繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に対し報告するものであります。

1 ページ、2 ページをお開きください。

内容につきましては、令和6年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載したとおりでございます。1 ページ目の事業名と2 ページ目の翌年度繰越額の欄を御覧ください。

まず、施設管理事業では旧大川小学校の1 階部分のＬＥＤ化改修工事費で233万8,000円、自治会活動事業では田町区コミュニティセンターのＬＥＤ化改修工事費で165万円、政策推進事業では、よりみち135の改修事業費や備品購入費として2 億858万5,000円、ノックアルヒがしいず事業ではプランニング業務委託料として412万5,000円をそれぞれ繰り越しております。

次に、物価高騰対策給付金（非課税世帯）給付事業では、令和6 年度中に事業が完了したため繰越しはいたしません。

次に、子ども支援給付金給付事業では、給付金及びそれに係る関連経費に1,887万4,000円、奈良本多目的研修集会施設維持管理事業では施設のＬＥＤ化工事費として80万円、道路新設改良事業では町道稲取片瀬線改良工事費として5,285万7,000円、町営住宅維持管理事業では町営住宅のＬＥＤ化工事費として101万7,000円、消防施設等整備事業では消防団詰所のＬＥＤ化工事費として713万3,000円、総合防災対策事業では災害用トイレ購入費として3,881万5,000円をそれぞれ繰り越しております。

最後に、町立体育センター施設管理事業については、令和6 年度中に事業が完了したため繰越しはいたしません。

繰越しをしない2 つの事業を除いた10事業分、合わせて3 億3,619万4,000円を令和7 年度へ繰り越すものでございます。

以上、簡単ではございますが報告第1 号の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

ここで、9 時55分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時55分

○副議長（栗原京子君） 休憩を閉じ、再開します。

◎日程第5 議長の辞職の件について

○副議長（栗原京子君） 日程第5 議長の辞職の件についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、笠井議員の退場を求めます。

（5番 笠井政明君退場）

○副議長（栗原京子君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（村木善幸君） 朗読します。

令和7年5月13日。

東伊豆町議会副議長、栗原京子殿。

東伊豆町議会議長、笠井政明。

辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（栗原京子君） お諮りします。笠井議員の議長の辞職許可をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。よって、笠井議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

笠井議員の入場を許可します。

（5番 笠井政明君入場）

○副議長（栗原京子君） 前議長の笠井議員に、退任の御挨拶を壇上よりお願いいたします。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） 2年間、皆様の御協力の下、何とか議長という職を全うできました。ありがとうございました。

○副議長（栗原京子君） 笠井議員、２年間大変に御苦労さまでした。

◎日程の追加について

○副議長（栗原京子君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、議長選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 ９時５７分

再開 午前 ９時５８分

○副議長（栗原京子君） 休憩を閉じ、再開します。

◎追加日程第１ 議長の選挙

○副議長（栗原京子君） 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（栗原京子君） ただいまの出席議員は１２名です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に１１番、村木議員及び１２番、内山議員を指名します。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(栗原京子君) 異議なしと認めます。よって、両名が立会人に決定しました。

これより投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○副議長(栗原京子君) 念のため申し上げます。投票用紙は単記無記名となっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(栗原京子君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長(栗原京子君) 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、投票をお願いします。

○議会事務局長(村木善幸君) 1番、山田議員、2番、鈴木議員、3番、楠山議員、5番、笠井議員、6番、稲葉議員、7番、栗原議員、8番、西塚議員、10番、須佐議員、11番、村木議員、12番、内山議員、13番、定居議員、14番、山田議員。

○副議長(栗原京子君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(栗原京子君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

11番、村木議員及び12番、内山議員は、開票の立会いをお願いします。壇上へお越しください。

(開 票)

○副議長(栗原京子君) これより選挙の結果を報告します。

投票総数12票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、栗原議員、11票、須佐議員、1票。

以上のとおりです。

11番、村木議員及び12番、内山議員は席にお戻りください。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、栗原京子が議長に当選いたしました。
議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長(栗原京子君) ただいま議長に当選した栗原京子が議場におります。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

就任の挨拶をいたします。

(7番 栗原京子君登壇)

○7番(栗原京子君) ただいま議長の大任を拝命いたしました栗原でございます。

町民の皆様の負託にお応えできるように、議会皆様お1人お1人が十二分に力を発揮して建設的で活発な議論を進めていけるよう、しっかりと議会運営を務めてまいりたいと思います。

また、力不足のため、皆様に御迷惑をかけることもあるかと思いますが、皆様の御協力と御理解、どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程の追加について

○議長(栗原京子君) 私が議長に当選したので、ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩をします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時10分

○議長(栗原京子君) 休憩を閉じ、再開します。

◎追加日程第２ 副議長の選挙

○議長（栗原京子君） 追加日程第２ 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（栗原京子君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第２項の規定によって、立会人に13番、定居議員及び14番、山田議員を指名します。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。よって、両名が立会人に決定しました。

これより投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（栗原京子君） 念のため申し上げます。投票用紙は単記無記名となっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（栗原京子君） 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、投票願います。

○議会事務局長（村木善幸君） １番、山田議員、２番、鈴木議員、３番、楠山議員、５番、笠井議員、６番、稲葉議員、７番、栗原議員、８番、西塚議員、10番、須佐議員、11番、村木議員、12番、内山議員、13番、定居議員、14番、山田議員。

○議長（栗原京子君） 投票漏れはありませんか。

（発言する人なし）

○議長（栗原京子君） 投票漏れなしと認めます。

投票終わります。

これより開票を行います。

13番、定居議員及び14番、山田議員は、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○議長（栗原京子君） これより選挙の結果を報告します。

投票総数12票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、稲葉議員、9票、須佐議員、3票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、稲葉議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

定居議員と山田議員は自席にお戻りください。ありがとうございます。

（議場開鎖）

○議長（栗原京子君） ただいま副議長に当選されました稲葉議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

6番、稲葉議員は、壇上より就任の御挨拶をお願いいたします。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） 稲葉でございます。

これから2年間、新しい議長をサポートし、より活発で、そして円滑な議会運営を通じ、町の福祉向上、皆様、町民にとって、そして当局にとっても頼りがいのある議会というものを、何とかつくっていきたいと思っております。これからよろしくをお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 暫時休憩をします。

当局の皆さん、しばらくの間、休憩とします。なお、議会の再開は館内放送にてお知らせをいたします。

議員の皆さんをお願いいたします。恐れ入りますが、これより議会全員協議会を開催しますので、議員各位におかれましては、直ちに大会議室に御参集願います。

休憩 午前10時23分

再開 午後 1時25分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ、再開します。

◎日程第6 常任委員会委員の選任について

○議長（栗原京子君） 日程第6 常任委員会委員の選任についてを行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、1番、山田議員、2番、鈴木議員、6番、稲葉議員、10番、須佐議員、12番、内山議員、13番、定居議員、以上6名を総務経済常任委員会委員に、3番、楠山議員、5番、笠井議員、7番、栗原議員、8番、西塚議員、11番、村木議員、14番、山田議員、以上6名を文教厚生常任委員会委員にそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

◎日程第7 議会運営委員会委員の選任について

○議長（栗原京子君） 日程第7 議会運営委員会委員の選任についてを行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、1番、山田議員、2番、鈴木議員、5番、笠井議員、8番、西塚議員、14番、山田議員、以上5名を議会運営委員会委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5名を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第 8 議会広報編集委員会委員の選任について

○議長（栗原京子君） 日程第 8 議会広報編集委員会委員の選任についてを行います。

議会広報編集委員会委員の選任については、1 番、山田議員、2 番、鈴木議員、5 番、笠井議員、6 番、稲葉議員、7 番、栗原議員、14 番、山田議員、以上 6 名を議会広報編集委員会委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました 6 名を議会広報編集委員会委員に選任することに決定しました。

恐れ入りますが、これより総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長を、議会広報編集委員会を開催し、副委員長を互選していただきますので、35分まで休憩とします。

議員各位におかれましては、直ちに委員会室に御参集願います。

休憩 午後 1 時 2 8 分

再開 午後 1 時 3 5 分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ、再開します。

先ほど、各委員会から正副委員長の互選結果を受けましたので、報告します。

総務経済常任委員会委員長に 2 番、鈴木議員、副委員長に 1 番、山田議員。

文教厚生常任委員会委員長に 8 番、西塚議員、副委員長に 14 番、山田議員。

議会運営委員会委員長に 5 番、笠井議員、副委員長に 14 番、山田議員。

議会広報編集委員会副委員長に 5 番、笠井議員。

なお、議会広報編集委員長につきましては、東伊豆町議会広報発行に関する規定第 3 条第 2 項の規定に基づき、副議長が委員長を務めることになっております。

以上をもちまして、各委員会からの正副委員長互選結果の報告を終了いたします。

◎日程第 9 東河環境センター議会議員の選挙

○議長（栗原京子君） 日程第9 東河環境センター議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

東河環境センター議会議員に3番、楠山議員、8番、西塚議員、12番、内山議員の3名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました3番、楠山議員、8番、西塚議員、12番、内山議員の3名を東河環境センター議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名しました3名の方が東河環境センター議会議員に当選されました。

当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎日程第10 伊豆斎場組合議会議員の選挙

○議長（栗原京子君） 日程第10 伊豆斎場組合議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うこと

に決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

伊豆斎場組合議会議員に1番、山田議員、11番、村木議員、2名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました1番、山田議員、11番、村木議員、2名を伊豆斎場組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名しました2名の方が伊豆斎場組合議会議員に当選されました。

当選されました方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎日程第11 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙

○議長（栗原京子君） 日程第11 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に５番、笠井議員、１４番、山田議員の２名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました５番、笠井議員、１４番、山田議員の２名を一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名しました２名の方が一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に当選されました。

当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第３３条第２項の規定により告知します。

◎日程第１２ 駿東伊豆消防組合議会議員の選挙

○議長（栗原京子君） 日程第１２ 駿東伊豆消防組合議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

駿東伊豆消防組合議会議員に２番、鈴木議員、１０番、須佐議員の２名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました２番、鈴木議員、１０番、須佐議員、２名を駿東伊豆消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名しました２名の方が駿東伊豆消防組合議会議員に当選されました。

当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎日程第13 同意案第11号 東伊豆町監査委員の選任について

○議長（栗原京子君） 日程第13 同意案第11号 東伊豆町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、13番、定居議員の退席を求めます。

（13番 定居利子君退場）

○議長（栗原京子君） 町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました同意案第11号について説明をいたします。

同意案第11号 東伊豆町監査委員の選任について。

下記の者を東伊豆町監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記

（議会議員）

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、定居利子。

提案理由を申し上げます。

前任者が令和7年5月19日をもって辞職したため、新たに町議会からの選出者として就任を願うものであり、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第11号 東伊豆町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

13番、定居議員の入場を許します。

（13番 定居利子君入場）

◎日程第14 同意案第12号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

◎日程第15 同意案第13号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

◎日程第16 同意案第14号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

○議長（栗原京子君） 日程第14 同意案第12号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてから日程第16 同意案第14号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてまで、以上3件を一括議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、8番、西塚議員、11番、村木議員、12番、内山議員の退席を求めます。

（8番 西塚孝男君、11番 村木 脩君 12番 内山慎一君退場）

○議長（栗原京子君） 町長より順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま一括上程されました同意案第12号、第13号及び第14号について説明をいたします。

初めに、同意案第12号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について、東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員に次の者を選任することについて、東伊豆町稲取財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、西塚孝男。

続いて、同意案第13号、同じく。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、村木 脩。

続いて、同意案第14号、同じく。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、内山慎一。

提案理由を申し上げます。

御審議をいただきますこの3件の同意案件は、本日の議会において各種委員会の構成が決定したことにより、町議会から3名の方々の就任をお願いする内容であります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより同意案第12号から同意案第14号までの質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより同意案第12号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。同意案第12号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

これより同意案第13号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。同意案第13号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

これより同意案第14号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。同意案第14号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

8番、西塚議員、11番、村木議員、12番、内山議員の入場を許します。

(8番 西塚孝男君、11番 村木 脩君 12番 内山慎一君入場)

◎日程第17 同意案第15号 東伊豆町固定資産評価員の選任について

○議長(栗原京子君) 日程第17 同意案第15号 東伊豆町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

○議長（栗原京子君） 町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました同意案第15号について説明をいたします。

同意案第15号 東伊豆町固定資産評価員の選任について、下記の者を東伊豆町固定資産評価員に選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、鈴木和重。

提案理由を申し上げます。

令和7年4月1日付の人事異動により、税務課長を固定資産評価員として、新たに選任するものであります。

以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第15号 東伊豆町固定資産評価員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第18 東伊豆町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（栗原京子君） 日程第18 東伊豆町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

初めに、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

東伊豆町選挙管理委員には、

東伊豆町稲取、前田和夫君。

東伊豆町稲取、鈴木誠喜君。

東伊豆町奈良本、稲葉英雄君。

東伊豆町稲取、内山國治君。

以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を東伊豆町選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名しました前田和夫君、鈴木誠喜君、稲葉英雄君、内山國治君、以上の方が東伊豆町選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

東伊豆町選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。

第1順位、東伊豆町片瀬、森田憲法君。

第2順位、東伊豆町稲取、中山國雄君。

第3順位、東伊豆町稲取、瀧口晴男君。

第4順位、東伊豆町大川、西尾義明君。

以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を東伊豆町選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、森田憲法君、第2順位、中山國雄君、第3順位、瀧口晴男君、第4順位、西尾義明君、以上の方が順序のとおり東伊豆町選挙管理委員補充員に当選されました。

◎町長挨拶

○議長（栗原京子君） ここで町長より発言の許可を求められておりますので、許可いたします。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、御挨拶を兼ねて正副議長の御就任に当たり、お祝いの言葉を述べさせていただきます。

このたびの議会人事の改選につきましては、滞りなく全ての人事が終了し、新たな議会の体制が円満のうちに整ったことの報告を受け、心よりお喜び申し上げます。

退任されました笠井前議長、栗原前副議長をはじめ、これまで重責を担われた皆様には、

地域課題への対応、町民の声を反映した政策形成、そして町当局との円滑な連携など多大なる御尽力をいただきましたことに、改めて深く感謝を申し上げます。

そして、このたび新たに就任されました栗原議長、稲葉副議長におかれましては、御就任誠におめでとうございます。

本町を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進行、観光振興をはじめとした地域経済、防災・減災対策、さらには持続可能な行政運営など多くの課題を抱えております。これらの課題解決に向けた円滑なる議会運営に御尽力を賜り、東伊豆町のさらなる発展を期す上からも、諸問題の解決において、当局と一丸となって取り組んでいただけるようお願いいたします。

また、新たに総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会並びに各種組合議会等の委員構成も滞りなく決定し、正副委員長が選出されましたことにつきましても、改めて心からお喜び申し上げます。

今後、委員会活動が町政発展の要となることを期待し、活発で実効性のある議論をお願いする次第でございます。

結びに当たりまして、東伊豆町議会のますますの進展と、そして皆様方の御健勝、御活躍を心よりお祈り申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。引き続き、今後ともよろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長（栗原京子君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年東伊豆町議会第1回臨時会を閉会します。

長時間、御苦勞さまでした。

閉会 午後 1時59分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

前 議 長 _____

前 副 議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____